

被災住宅用地認定申告書

年 月 日

受 付

(あて先) 下 関 市 長

震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地について、地方税法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用を受けたいので、下関市税条例第74条の2の規定により次のとおり申告します。

なお、申告した内容に変更が生じた場合(建物を新築した場合等)には、速やかにその旨を申告します。

| | | |
|-----|---------------------------|--|
| 申告者 | 住 所 | |
| | 氏 名 (名 称) | |
| | 震災等の発生時における被災住宅用地の所有者との関係 | |

連絡先

被災年度に係る賦課期日における状況

| | | |
|--------|--|--|
| 土地所有者 | 住 所 | |
| | 氏 名 (名 称) | |
| | 個人番号(法人番号) <small>右詰で記入して下さい。</small> | |
| 土地の表示等 | 所 在 地 番 | |
| | 地 積(m ²) | |
| 家屋の状況 | 所 有 者 | |
| | 家屋番号 | |

震災等の発生した日時、その詳細及び住宅用地として使用できない理由

| | |
|------------------------------------|---|
| 発生日時 | 年 月 日 (午前・午後) 時 分 |
| 震災などの詳細 | |
| 住宅用地として 使用できない理由 (該当事項に○を記入) | ア. 経済的事情により、住宅再建までに時間が必要である。 |
| | イ. がれき等の処理で、物理的に使用できない。 |
| | ウ. 権利関係の調整に時間がかかる。 |
| | エ. 復旧工事用の資材置場として当該被災住宅用地を提供しているため、使用できない。 |
| | オ. その他 () |

◎ 申告に当たっての注意事項

- 1 申告書には次の書類を添付して提出してください。
 - 震災等の発生によって家屋が滅失し、又は損壊したことの事実を証する書類（り災証明書（複写可）等）
 - 震災等の発生した日以後に被災住宅用地を相続等により取得した場合は、震災等の発生時における当該被災住宅用地の所有者との関係を証する書類

- 2 申告書は、震災等の発生した年の翌年又は翌々年の1月31日までに資産税課土地係まで提出してください。
※ただし、翌年の1月31日までにご提出いただいた場合は2年間、翌年の1月31日を過ぎた場合は1年間の適用となります。

- 3 以下のような事例については、認定の対象となりません。
 - 既に当該被災住宅用地について事業用家屋の建築確認の申請をしている。
 - 住宅用地を他に既に確保しており、当該土地を住宅用地として使用しないことが明白である。

◎ 問い合わせ先

下関市財政部資産税課土地係

TEL083-231-1111(内線 2681、2682)